

答申(個)第15号
平成25年(2013年)3月6日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会長 常本照樹

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成24年12月4日付け札北戸第5139号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った「自分と世帯全員の戸籍証明請求書、住民票等証明請求書」(平成24年1月1日から同年5月2日までの請求分)の一部開示決定処分に対する異議申立て

諮問(個)第17号

答 申

第1 審査会の結論

札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った「自分と世帯全員の戸籍証明請求書、住民票等証明請求書」（平成24年1月1日から同年5月2日までの請求分）の一部開示決定処分（平成24年6月5日付け札北戸第5021号。以下「原決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成24年5月23日付けで札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、「自分と世帯全員の戸籍証明請求書、住民票等証明請求書」（平成24年1月1日から同年5月2日までの請求分）の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 一部開示決定

同年6月1日、諮問庁は、本件請求に対し、条例第16条第3号に該当することを理由として原決定を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定を不服として、同年7月10日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行い、同年8月7日付けで補正書を提出した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

原決定の一部（戸籍証明請求書に係る部分）を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

原決定は違法不当である。

(1) 当該戸籍証明請求は虚偽の請求である。

本件異議申立ての対象である戸籍証明請求書において戸籍（除籍）及び戸籍の附票を請求した者（以下「戸籍請求者」という。）について、当該戸籍証明請求書中の「②の方との関係に○をつけてください」のうち「本人・夫・妻・子・父・母・

孫・祖父母」欄が黒塗りされているが、異議申立人には当該欄に○をつける関係にあたるものはおらず、当該戸籍証明請求は虚偽の請求であるので、戸籍法（昭和22年法律第224号）第133条に該当する。

(2) 条例第16条第3号イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）に該当する。

具体的には次の事情により、かなりの精神的苦痛を感じており、異議申立人及び異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）の健康及び生活に被害が出ている。

ア 戸籍請求者は異議申立人の元妻（以下「元妻」という。）であり、元妻から嫌がらせの電話が、代理人の携帯電話に頻繁にかかってくる。その内容は、異議申立人への誹謗中傷などである。

イ 異議申立人の了解のない、子供（異議申立人と元妻との間に生まれた子）の教材等に係る請求書（督促状）が届く。

ウ 異議申立人に身に覚えのない交通違反の罰金納付書が届く。

エ 離縁した異議申立人の元養母にも、元妻から連絡が入ったことがある。

オ 元妻に住所を知られたくなくて転籍及び転居を繰り返しても、元妻に住所を知られてしまう。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件異議申立ての対象となる個人情報

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、本件請求に対して非開示とした情報のうち、次の情報である。

異議申立人に係る戸籍証明請求書（平成24年2月13日付けのもの3通）中の戸籍請求者の住所、氏名（フリガナ）、電話番号、証明対象者との関係及び使用目的

2 本件対象個人情報を非開示とする理由について

(1) 条例第16条第3号本文の該当性

本件対象個人情報は、開示請求者である異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、条例第16条第3号に規定する非開示情報に該当する。

(2) 条例第16条第3号イの該当性

異議申立人は、戸籍請求者が元妻であることを前提に、具体的な事情を挙げ、異議申立人及び代理人が精神的苦痛を受けているので、異議申立人及び代理人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件対象個人情報は開示されるべきである旨を主張するが、当該事情は本件対象個人情報を開示することにより直接的に解決される問題ではないと考えられ、仮に異議申立人の主張する具体的な事情が全て事実であったとしても、本件対象個人情報は、異議申立人又は代理人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要である情報とは言えない。

したがって、条例第16条第3号イに該当しない。

3 その他

異議申立人は、当該戸籍証明請求が虚偽の請求であると主張するが、当該戸籍証明請求は、戸籍法及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、請求することができる者からの請求であり、虚偽の請求ではない。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る決定の妥当性について検討する。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件請求に対して諮問庁が非開示とした情報のうち、次の情報であると認められる。

異議申立人に係る戸籍証明請求書（平成24年2月13日付けのもの3通）中の戸籍請求者の住所、氏名（フリガナ）、電話番号、証明対象者との関係及び使用目的

3 条例第16条第3号の該当性について

(1) 本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについては、非開示とする趣旨の規定である。

(2) 本件対象個人情報は、戸籍（除籍）及び戸籍の附票を請求した、異議申立人以外の者の住所、氏名、使用目的等であり、開示請求者である異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、本号本文に該当する。

(3) 異議申立人は、前記第3の2(2)のとおり主張するが、本件対象個人情報を開示することと当該事情の解決との間に、直接的な関連性があるとまでは認められないことから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件対象個人情報を開示することが必要であるとは認められず、本号イに該当しない。

(4) また、本件対象個人情報は、法令等の規定により若しくは慣行として異議申立人が知ることができ、若しくは知ることが予定されている情報又は異議申立人以外の個人が開示されることについて同意した情報ではないため、本号アに該当せず、本号ウに該当しないことは明らかである。

(5) したがって、本件対象個人情報が本号に該当するとして非開示とした諮問庁の判断は妥当である。

(6) なお、異議申立人は、前記第3の2(1)のとおり主張しており、明らかに虚偽の

請求であるような場合には、本号イに該当する余地がないとは言えないところ、本件対象個人情報について見分したところ、当該戸籍証明請求は戸籍法及び住民基本台帳法に基づき、請求することができる者からの請求であるため、原決定を覆す理由とは認められない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成24年12月7日	諮問書及び諮問庁の一部開示理由説明書を受理
平成24年12月21日	異議申立人に諮問庁の一部開示理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成25年2月12日 (第109回審査会)	審議 (事案の経過・概要等)
平成25年2月13日 (第110回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成25年2月26日 (第111回審査会)	審議
平成25年3月6日	答申